平成２８年（フ）第４７３９号
東京都品川区南品川５丁目10―43―308
破産者　井上　智大
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８２８号
東京都足立区神明南２丁目15番７号
破産者　株式会社ユーズ
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８２９号
東京都葛飾区西亀有３丁目27―26　ストンパレス３Ｃ
破産者　弘中　裕一
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８３０号
東京都葛飾区西亀有３丁目６―13―202
破産者　弘中　秋代
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５００４号
東京都中野区東中野１丁目35―４―402
破産者　鮫島　徳哲
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０９６号
東京都足立区花畑８丁目13―35―106
破産者　熱海　悦雄
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１１０号
東京都足立区東保木間２丁目21―11
破産者　小野寺文子
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３８９号
東京都品川区戸越６丁目３－５―201、住民票上の住所東京都品川区戸越６丁目３－５　大瀧方　201
破産者　保田磨利子
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４６１号
東京都板橋区小豆沢４丁目23―24―105
破産者　鎌田　憲一
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４９３号
千葉県旭市ロ1401
破産者　宮澤　浩二
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６９１号
東京都足立区東和４丁目４―12―302
破産者　小村美登里
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８１８号
東京都台東区根岸３丁目23番８　コスモハイム高野102
破産者　株式会社アイ・ユー・ブライトセンター
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８１９号
千葉県松戸市上本郷4351－３
破産者　黒田　　薫
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８７６号
東京都江東区東陽町１丁目25番４号、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区塩浜２丁目７番５―317号
破産者　株式会社エコ
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８８５号
東京都千代田区岩本町２丁目４番５号
破産者　カンキョウワン株式会社
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８８６号
福島県いわき市好間町北好間字外川原12―２　メゾン・ベルグランデＢ202、開始決定上の住所東京都千代田区岩本町２－４－５―403
破産者　松下　文男
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０３４号
東京都練馬区石神井台８丁目７番16号
破産者　誠友システム有限会社
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０３５号
東京都練馬区大泉学園町４丁目10―26　東棟
破産者　永井　國義
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０４５号
東京都江戸川区西一之江３丁目２番２号
破産者　株式会社キャピタルケーブルシステム
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０７２号
千葉県安房郡鋸南町元名1063―１　鈴木コーポ１号棟210、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川１－２―13
破産者　有限会社百舌鳥企画（旧商号有限会社ＤＲＩＮＫ＆ＤＲＵＮＫ）
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０７３号
千葉県安房郡鋸南町元名1063―１　鈴木コーポ１号棟210
破産者　今村　嘉宏
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部